

建設業法遵守について

令和元年11月28日

近畿地方整備局 建設業法令遵守指導監督室

- **最近の建設業を巡る状況について
(新・担い手3法など)**
- **建設業法概要と
適正な施工体制・配置技術者**
- **建設現場における建設業法令遵守**

最近の建設業を巡る状況について (新・担い手3法など)

品確法と建設業法・入契法（新担い手3法）

R 1 改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

<審議の経緯>
R1.5.28 衆議院本会議可決(全会一致)
R1.6.7 参議院本会議可決(全会一致)
R1.6.14 公布・施行

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

2. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

3. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

4. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

5. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

- (2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】
- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」 改正の概要

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

<年齢構成別の技能者数>



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の標準化のための方策を講ずることを努力義務化。

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

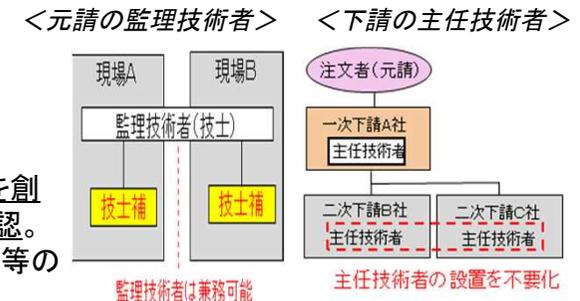
2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



建設業の働き方改革の促進

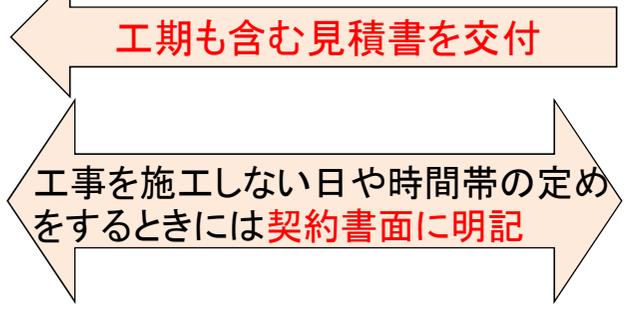
長時間労働の是正

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告



建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

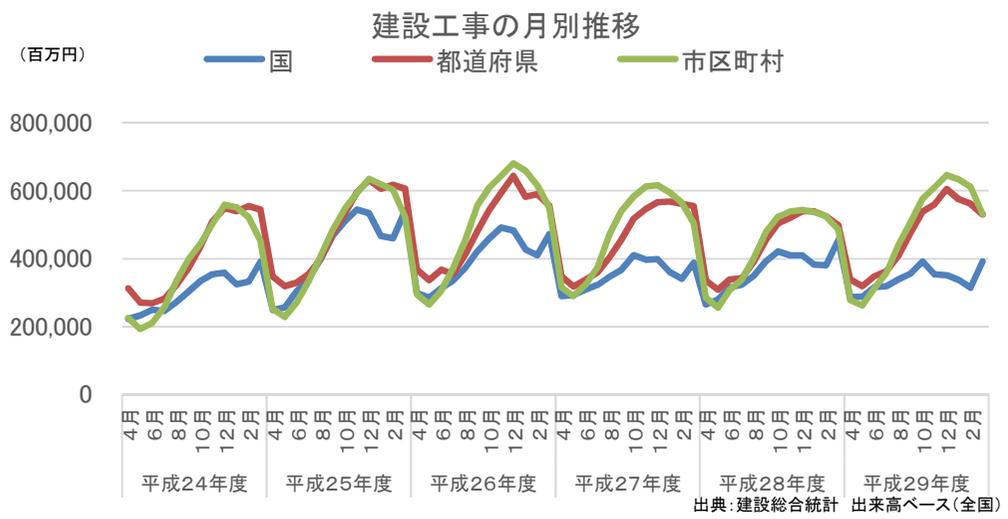
<参考>
 建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。



平準化

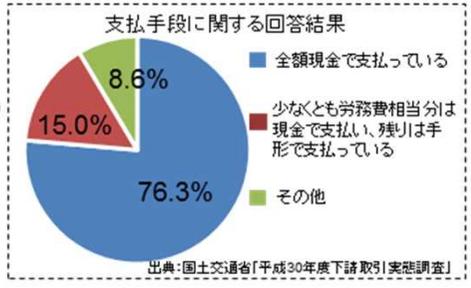
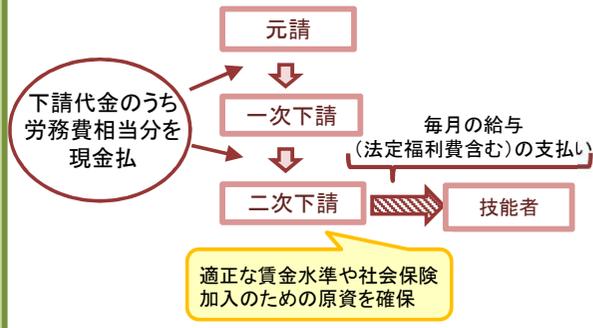
<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。



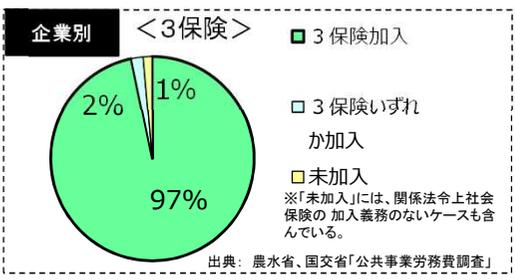
処遇改善

下請代金のうち**労務費相当分について現金払**
 ⇒ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

⇒ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



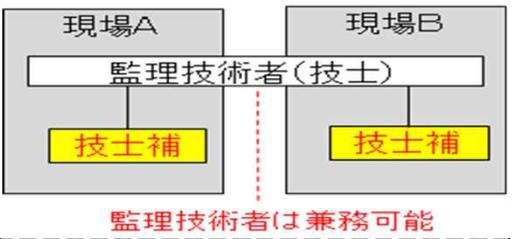
※省令事項として位置付け

建設現場の生産性の向上

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

- 監理技術者の専任緩和
監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**
- 元請の監理技術者を**補佐する制度の創設**
技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。
➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進

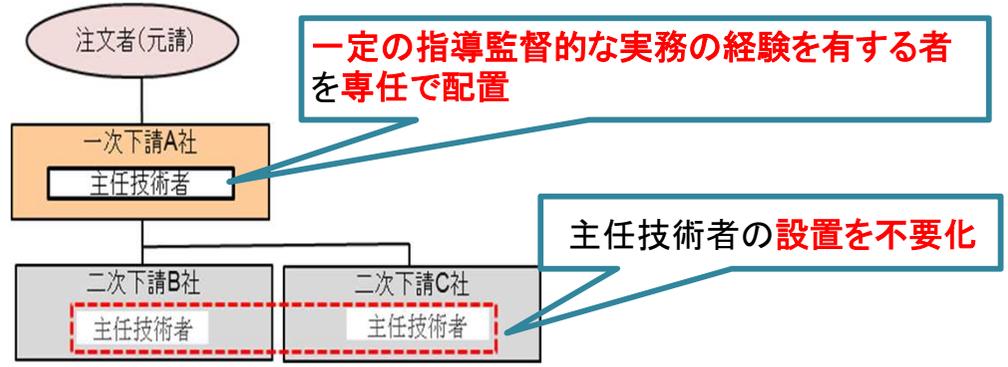


※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

<現行制度>
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

下請

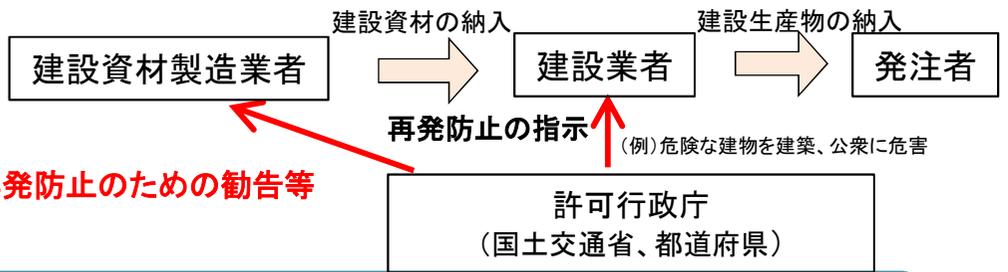
- **専門工事一括管理施工制度の創設**
以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする：
 - ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
 - ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
 - ・更なる下請契約は禁止



※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

建設工事の施工の効率化の促進

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、**建設資材製造業者に対して改善勧告等ができる仕組みを構築し、建設資材の活用促進に向けた環境を整備**



➡ 建設資材製造品の積極活用を通じた**生産性の向上**

落橋防止装置等の溶接不良
(平成27年12月22日 落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書)

【事案概要】
耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見

落橋防止装置 変位制御装置

上部構造 下部構造

支承 落橋防止装置 橋脚補強

(地震時)

持続可能な事業環境の確保 等

経營業務管理責任者に関する規制の合理化

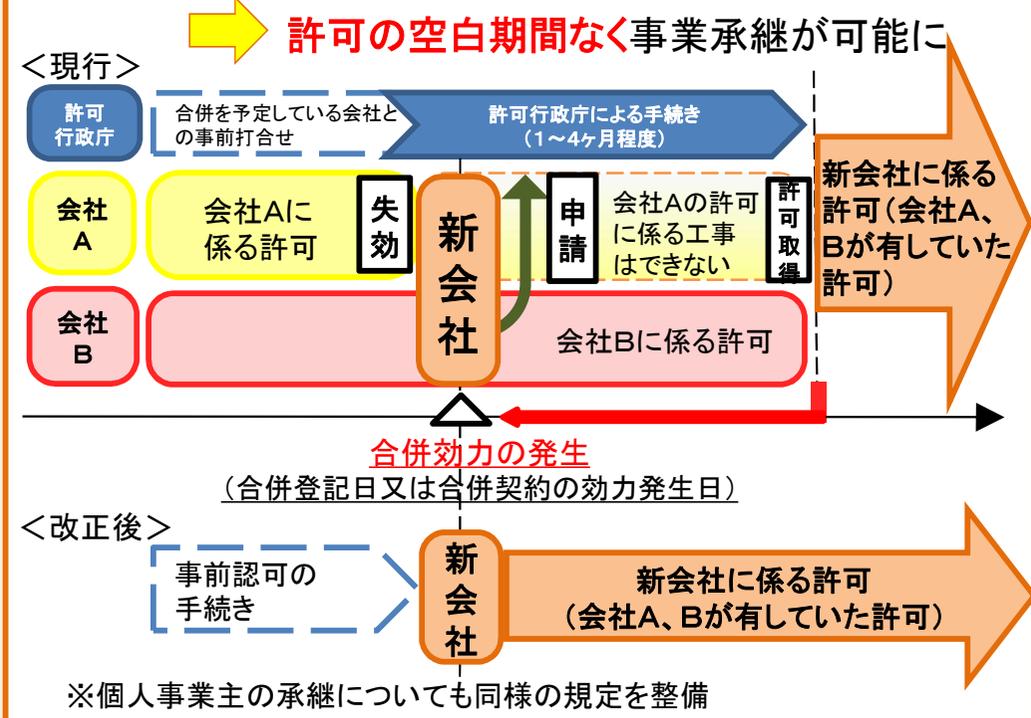
- ・建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止
- ・下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は**建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築(再掲)

【現行の許可制度の要件】

(1) 経営の安定性
経営能力 (経營業務管理責任者) → 事業者全体として適切な経営管理責任体制を有すること
財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)
(2) 技術力
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)
(3) 適格性
誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

円滑な事業承継制度の創設

合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。



その他改正事項

工期等に影響を及ぼすおそれがある事象に関する情報の提供
 工事現場におけるリスク発生時の手戻りを減少させるため、注文者が施工上のリスクに関する事前の情報提供を行う

不利益取扱いの禁止
 元請負人がその義務に違反した場合に、下請負人がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取扱いを禁止

建設業許可証掲示義務緩和
 工事現場における下請業者の建設業許可証掲示義務を緩和

施工技術の確保
 建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術等の向上の努力義務化

災害時における建設業者団体の責務
 迅速な災害復旧の実現のため、建設業者と地方公共団体等との連絡調整等、災害時における公共との連携の努力義務化

工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

実施を勧告

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

建設業者

◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂

工期に関する基準(イメージ)

- ・工期に関する基準は定量的なものではなく、例えば以下のような工期を設定する際に考慮すべき定性的な事項を盛り込むことを想定
- ・今後、中建審の下にWGを設置するなどして、基準の作成に向けた専門的な検討を行う予定

＜全工期に共通する事項＞

- ・自然的要因(多雪、寒冷、多雨、強風等)
- ・不稼働日(週休2日、祝日、年末年始、夏期休暇等)

＜各工期において考慮すべき事項＞

準備	施工			後片付け等
	基礎工事	躯体工事	内装仕上げ工事	

 契
約

- ・用地買収や建築確認、道路管理者との調整
- ・工事場所の周辺環境、近隣状況及び規制等
- ・仮設工作物の設置、資材及び機器の製作期間、調査、測量等

- ・地下水及び地下埋設物の存在
- ・掘削土の搬出

・養生期間

- ・受電の時期
- ・設備の総合試運転調整

- ・官公署の完了検査
- ・工事の完成検査
- ・仮設工作物の撤去、清掃等

 完
成

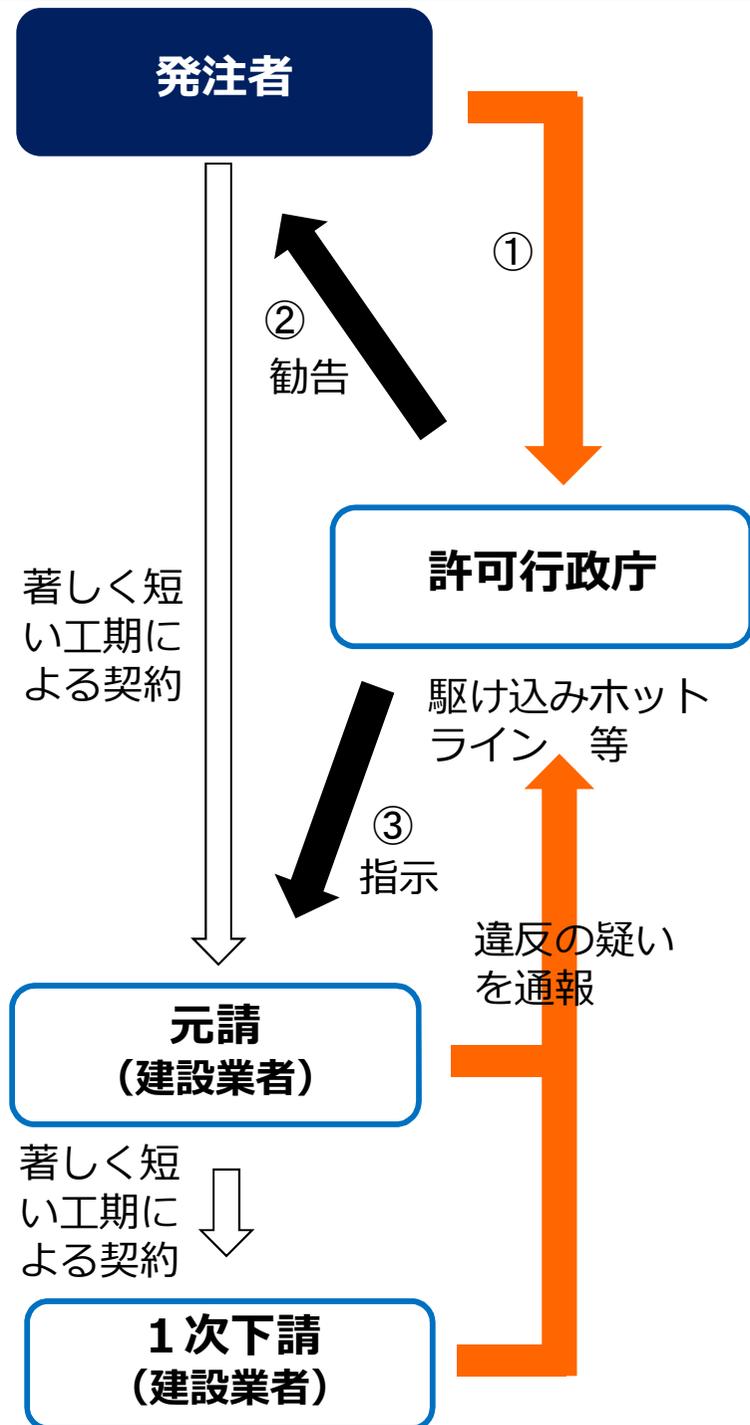
・労働者や建設資材の投入量
・採用している工法
と工期の関係を確認

＜その他考慮すべき事項＞

- ・過去の同種類似工事の実績
- ・工事別の特性を考慮
(例)新築工事:地下水及び地下埋設物の存在
改修工事:アスベスト除去工事
再開発工事:保留床の処分時期

※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

<入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 （略）

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

② 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。
※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

<建設業法>

第十九条の六 （略）

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。
。（通常と同様）

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

適正化指針とは

入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、**災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、**担い手確保のための処遇改善の取組**などについて追記

○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

② (し) 柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

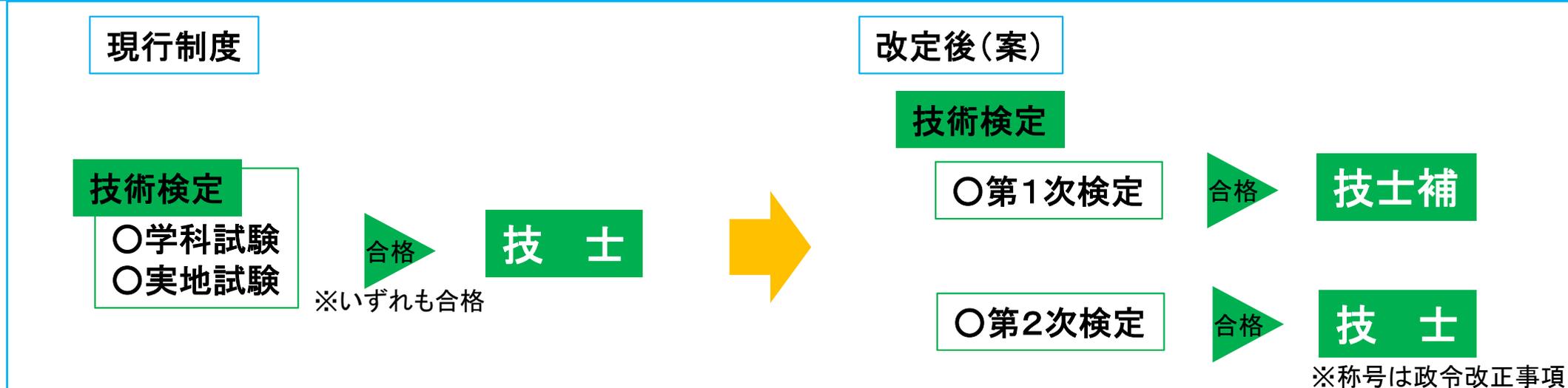
④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

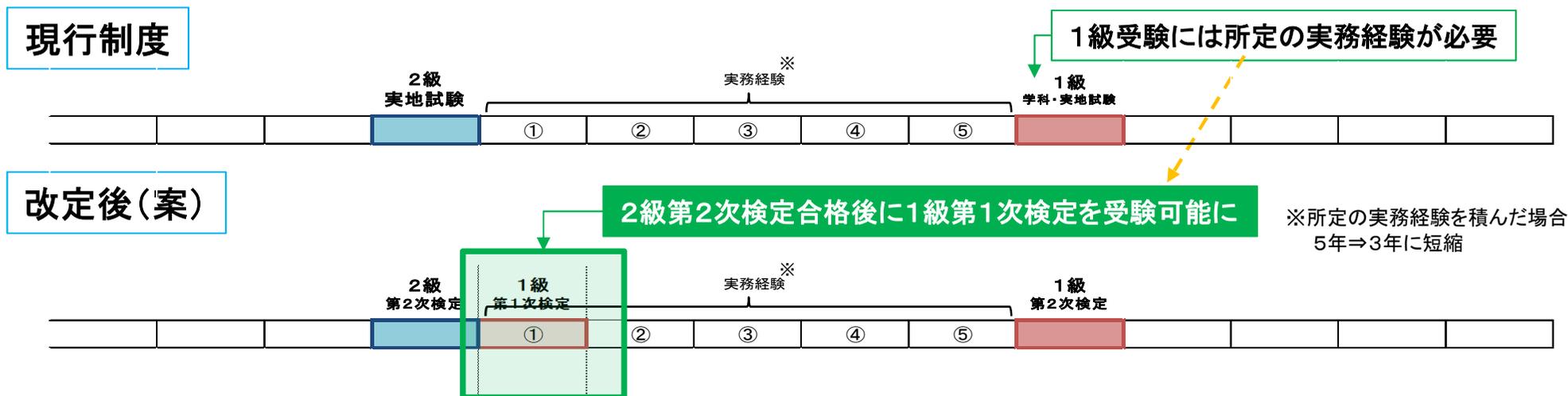
年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に4～6月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

技士補制度の創設



1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とすることを検討（政令改正事項）



主任技術者の配置義務の見直し(活用にあたっての要件)

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未滿→主任技術者の専任義務が3500万円以上となっていることを踏まえ規定する予定

手続き (第1. 3. 4. 5項)

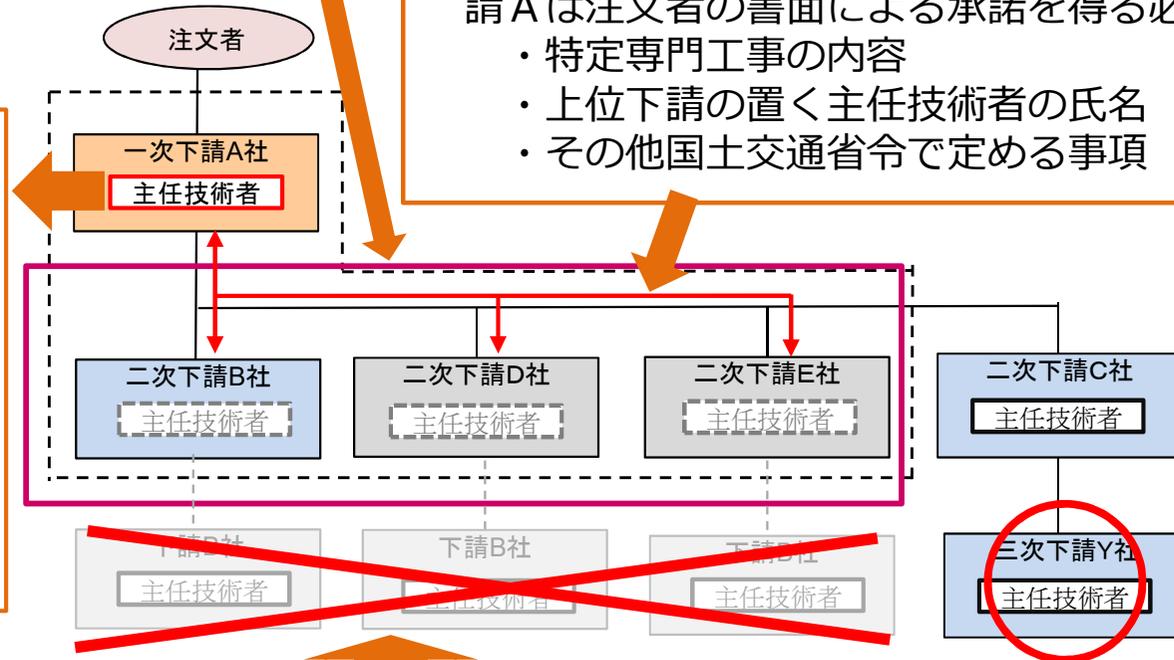
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

<同一工種> ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

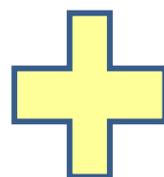
※ 上記の要件を緩和することについても今後検討

(2) 建設業の経営に関する経験又は 管理職の経験を通算5年以上有して いる者

<経験の拡大>

(3) 建設業以外の業種の経営に関する 経験を5年以上有している者

<対象業種の拡大>



○役員を補助する者の配置

…建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。

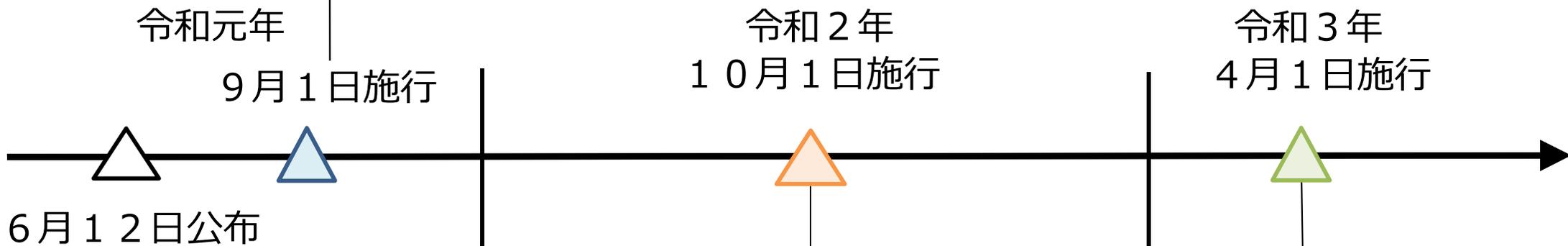
施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

建設業における社会保険加入対策の概要

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 建設業社会保険推進連絡協議会の設置 (H24.5設置、H29.5改組)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
- ・実施後5年(H29年度)を目途に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこと**を目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大等 (H24.7～)
 - ・未加入企業に対する減点幅の拡大(H24.7～)、減点措置の厳格化(W点の下限値をゼロからマイナスへ見直し)(H30.4～)
- 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・加入企業への限定を図ることを入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)
 - ・公共標準約款を改正し、下請企業を加入企業に限定する規定を創設(H29.7)

4. 民間発注工事における対策の実施

- 工事施工を加入企業に限定する旨の誓約書の活用 (H30.1～)

5. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)
 - ・元請企業は、下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

6. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に「標準見積書」を作成し、活用を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等による周知・啓発
- 請負代金内訳書への法定福利費の内訳明示 (H29.7)
 - ・標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示
- 法定福利費の支払い状況に関する実態調査の実施 (H29.9)

7. その他

- 周知・啓発・相談体制の充実等
 - ・相談窓口の設置、全国社会保険労務士会連合会との連携強化(H28.7～)
 - ・地元の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を都道府県単位で開催(H29.7～)
 - ・「適切な保険」についてフローチャート形式で確認できるリーフレットの作成、周知(H30.1)

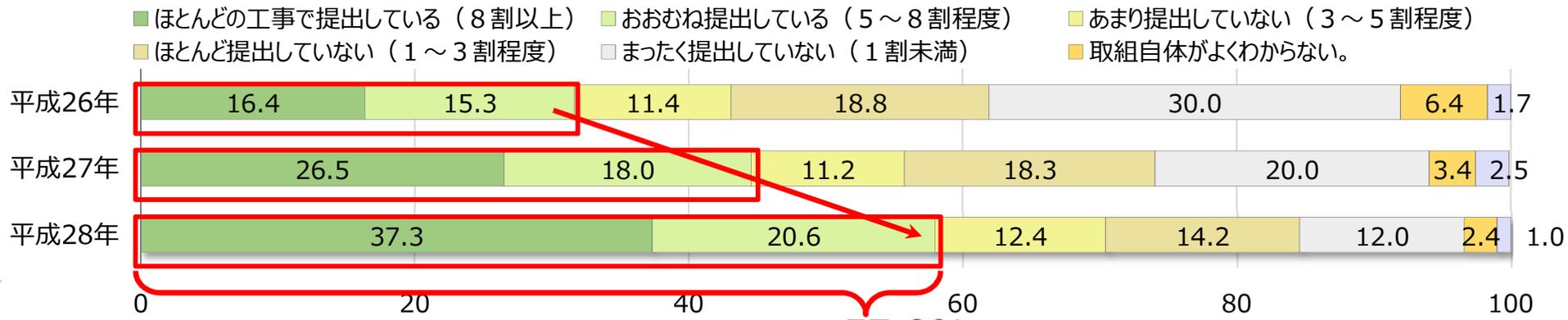
請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組(標準約款の改正)

改正の背景

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

<見積書の提出状況(下請企業への質問)>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査(平成28年調査:回答数約3100件)



57.9%

改正の内容

【平成29年7月25日中央建設業審議会にて改正・勧告】

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。
- 標準約款(公共/民間/下請)において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文】(例:公共工事標準請負契約約款) ※赤字部分を新設

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 (A) 受注者は、設計図書に基づいて請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

注 (A) は、契約の内容に不確定要素の多い契約等に使用する。

第3条 (B) 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年4月より「本運用」を開始
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③技能者の能力評価

技能者の能力評価の対象

- 経験（就業日数）
- 知識・技能（保有資格）
- マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）

建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能

これらを組み合わせる評価

※カードのカラーはイメージ



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体
(一財) 建設業振興基金

Step.1
情報の登録 (技能者の方)

技能者

- 必須情報
 - ・本人情報 (住所、氏名、生年月日、性別、国籍等)
 - ・所属事業者名、職種
 - ・社会保険加入状況、建退共加入状況 等
- 推奨情報
 - ・保有資格、研修受講履歴、表彰
 - ・健康診断受診歴 等

【技能者登録料】

- インターネット申請 2,500円
- 郵送・窓口申請 3,500円 (1年あたり、250円または350円)
- ※早期割引あり
- ※60歳以上の方の特例措置あり
- カードの有効期間：10年 (本人確認書類未提出の場合は3年)

【申請方法】

- ①インターネット申請
- ②郵送申請
- ③窓口申請

※申請の際、本人確認書類として、顔写真付き証明書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード) を提出できない方は窓口申請のみ
※所属事業者等の代行申請も可

Step.2
カードの取得



Step.5
就業履歴の蓄積



※元請事業者の方は現場にカードリーダーを設置

Step.6
経験の見える化

建設太郎 / 技能者就業履歴

現場名	就業年月	就業日数	立場
〇〇ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	作業責任者
合計		22日	



Step.1
情報の登録 (事業者の方)

事業者

下請

- ・商号、所在地
- ・建設業許可情報
- ・資本金、業種等
- ・社会保険加入状況 等

事業者

元請

【事業者登録料・管理者ID利用料】

- 事業者登録料 (5年毎)
資本金に応じて3,000円~120万円
- ※個人事業主の方は一律3,000円
- ※一人親方の方は無料
- ※早期割引あり
- 管理者ID利用料 (毎年) 1ID:2,400円
- ※1ヶ月あたり200円。
- ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料
- ※H31年4月~H32年3月迄、1ID無料

Step.3
現場の登録

元請事業者として現場を開設する事業者の方は、現場を開設する際に現場・契約情報を登録

- ・現場名
- ・工事内容 等

【申請方法】

- ①インターネット申請
- ②郵送申請
- ③窓口申請

※元請事業者、上位下請事業者等の代行申請も可

Step.4
施工体制の登録

事業者の方は、現場・契約情報に対して、それぞれの施工体制を登録し、自社に所属する技能者の情報 (氏名、職種、立場 (職長等)) を登録

- ・次数
- ・所属技能者の情報 等

【現場利用料】

- 1就業履歴ごと：3円
- ※就業履歴とは現場で技能者が就業した人日 (例) 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- ・システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討
(レベルに応じてキャリアアップカードを色分け)
- ・技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力等の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備

<能力・経験の蓄積>



- 経験 (就業日数)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント能力
(登録基幹技能者講習・職長経験)

技能者情報のイメージ

ID	123456789012
氏名	建設 太郎
生年月日	S55 1980/07/28
保有資格	
登録基幹技能者	聖牌 2016.06.20
技能講習	玉掛け 2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業 2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保 <input type="checkbox"/> 建退共
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金
雇用	



<処遇改善の環境整備>



経験や資格に応じてレベル1からレベル4のカードを発行
カードの色で、取引先や顧客等に技能レベルをPR

現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- ・現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
〇〇建設	〇〇男	11	○
〇〇建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- ・施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

作業員名簿 (イメージ)

氏名	職種	生年月日	現住所
〇〇男	型枠工	〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市 ~~~~
建設太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市 ~~~~
□□子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市 ~~~~

※赤枠部分(建設太郎)はシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- ・技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減 (現在は手作業で必要書面を作成している)

※建退共において、システムに蓄積された就業履歴を用いて、証紙請求書類(共通)を作成するソフトを開発し、提供予定

※また、建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている



就労実績を把握



建設キャリアアップシステムを活用して、建設技能者の処遇改善、建設産業の生産性向上と価格交渉力の向上、若年者の入職促進

カードタッチで建退協退
職金の掛金(電子申請)

キャリアパスと処遇の見通し
や建設業のイメージアップ

技能者の経験・能力
に応じた処遇

高レベル技能者配置を
経審で評価

スマートで生産性
の高い建設業へ

見積り・請求のエビデンス

技能者を雇用し育成
する企業の評価

生体認証による
入退場管理

システムで
技能者の
稼働状況把握

技能者の能力
レベルと処遇の
見通しの明確化

書類削減

本人確認・
顔写真

技能者の
日々の就
業履歴

公正な競争環境

勤怠管理・
出面管理の
システム化

入退場時間

技能者の
資格情報

雇用関係の
見える化

施工体制台
帳、作業員
名簿等の作
成効率化

工事書類
作成機能

社保加入
情報



書類作成の効率化・ペーパーレス化 (生産性向上・働き方改革)

現場管理の効率化、下請の稼働状況等の見える化

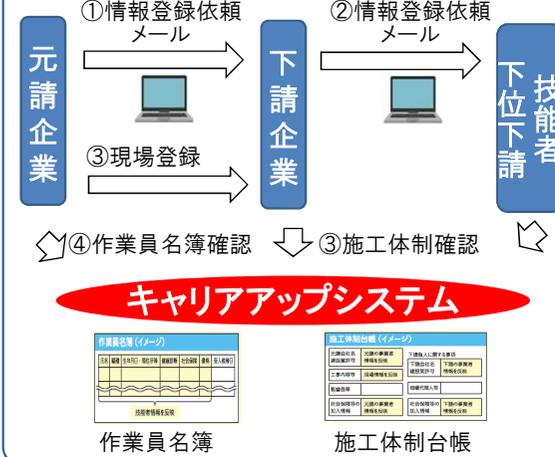
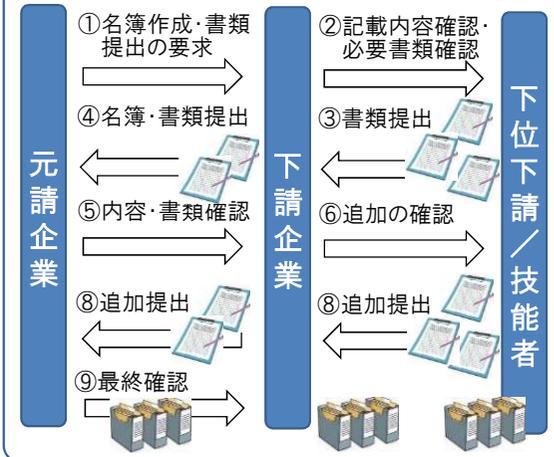
- システムの登録情報で、**作業員名簿**や**施工体制台帳**の自動作成が可能
- 法令で必要な書類等の作成の負担軽減や**ペーパーレス化**で、**業務が効率化**
- 元請等の**建退共事務も効率化**(元請への就労実績報告の電子化、下請への証紙交付枚数の自動計算)

- 元請等は、下請や技能者の**稼働状況**がリアルタイムに把握可能
- 技能者の保有資格・経験や、**社会保険加入状況確認**の効率化
- **稼働現場以外**は、**技能者と所属企業の同意がなければ情報は非開示**

現状

システムで書類の自動作成が可能

元請等が現場稼働中に閲覧できる現場情報



- ◎ 自社に関する現場情報
- ◎ 現場情報
- ◎ 下位の下請事業者の情報
- ◎ 現場に入退場した技能者の就業履歴

下位事業者一覧							作業員履歴一覧情報					
元請事業者	CD1234	〇〇工事	一次	AB3456	〇〇建設	〇〇〇〇	東京都〇〇市〇〇3-23	元請上位事業者	〇〇建設(株)	就業年月	自 2019/6/1	至 2019/6/30
元請事業者	CD1234	〇〇工事	二次	CD1234	〇〇工業	〇〇〇〇	千葉県〇〇市〇〇34	現場名(場所)	××アパート			
元請事業者	CD1234	〇〇工事	三次	EF5678	△△工務店	〇〇〇〇	東京都〇〇区〇〇2-13	作業員履歴一覧情報	作業員履歴一覧情報			
下請事業者	RS4567	△△新築工事	二次	GH6789	××鉄筋	〇〇〇〇	東京都〇〇市〇〇1-24-3	事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場
下請事業者	RS4567	△△新築工事	三次	QR2345	■興業	〇〇〇〇	埼玉県〇〇市〇〇056	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入		

- 下請の雇用関係や技能者の見える化
- 技能者の稼働状況の把握
- 技能者の社会保険加入状況の確認
- 現場の安全管理にも効果

発注における企業評価のインセンティブ

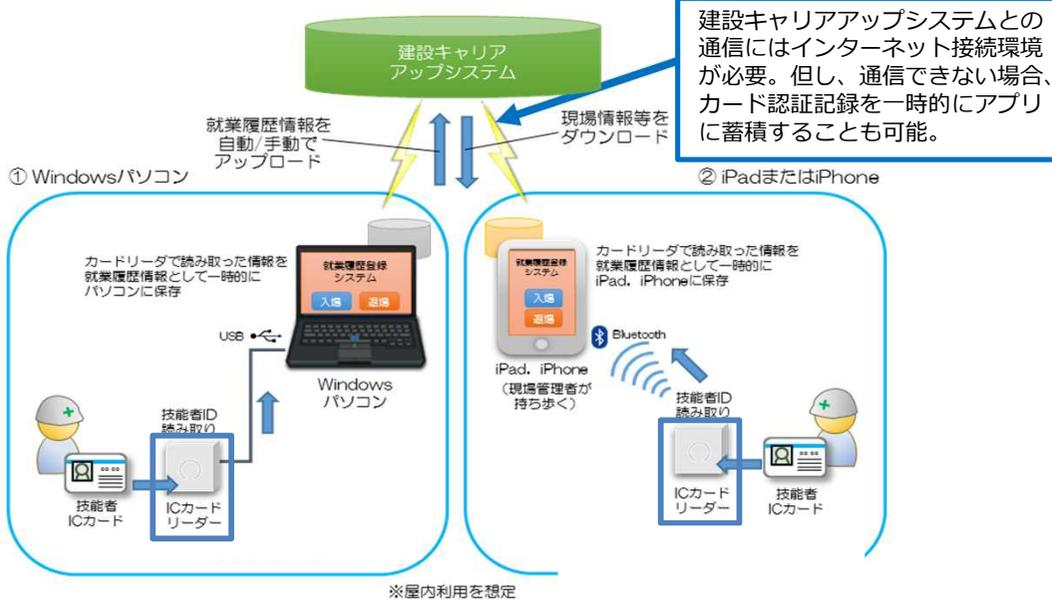
地方公共団体が企業評価で加点措置する取組 (2019.9現在)

- 山梨県** ・キャリアアップシステムの**事業者登録等**を総合評価で**2点加点**(一定規模の土木一式工事について10月から導入)
- 長野県** ・システムを**現場で運用する企業の総合評価**での評価を検討
・競争参加資格審査で登録事業者に対する加点を検討
- 福岡県** ・次期競争参加資格審査で、**事業者登録を地域貢献活動として加点**

経営事項審査における加点評価等

- ・技術力の評点で、能力評価基準で**レベル4の者を3点、レベル3の者を2点加点**(予定)
- ・社会性評価でシステム登録技能者のうち、**レベル2以上にアップした技能者の割合等**を最大10点評価(予定)

この他、日建連では、**4段階に応じた労務単価**の設定、システムに熱心に取り組んでいる下請企業に対する**優先的な下請発注**等を検討



<対応するカードリーダー> (順次追加予定)

(1) Dragon_CC (対応OS : Windows)
(株)サーランド・アイエヌイー製
※2018年12月対応



(2) BNR01NF (対応OS : iOS/Windows)
トッパン・フォームズ(株)製
※2019年1月対応



(3) UNR01UF (対応OS : Windows)
トッパン・フォームズ(株)製
※2019年春以降 (時期未定)



(4) Dragon_BLE (対応OS : iOS/Windows)
(株)サーランド・アイエヌイー製
※2019年春以降 (時期未定)



【カードリーダーについて】

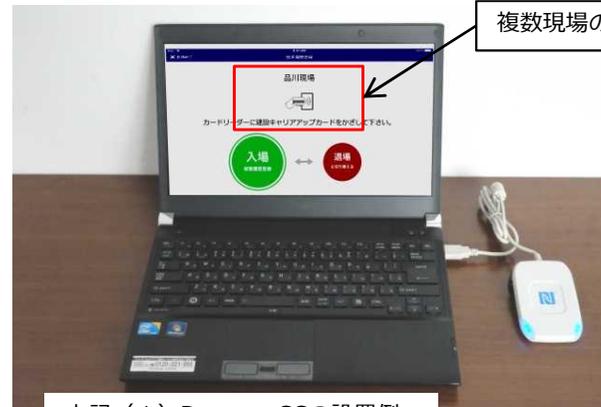
- 対応するカードリーダーについては、標準API連携認定審査受付サイト (<https://www.auth.ccus.jp/>)にて平成30年8月31日より情報の公開を開始 (随時更新)。
- カードリーダーは市販されているものに対応。(価格は、数千円から数万円程度)
- 運営主体が提供する無料のアプリを活用し、Windowsパソコン及びiPad/iPhoneから就業履歴情報や現場情報を建設キャリアアップシステムとの間で送受信。

【カードリーダーの設置について】

- 小規模現場のカードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能。
- カードリーダーの設置できない現場については、事後に技能者又は所属事業者が、システムに就業情報を直接入力し、元請事業者が承認することにより就業履歴を蓄積することが可能。

【カードリーダーの設置例】

※画面は運営主体が提供する無料アプリ



上記 (1) Dragon_CCの設置例



上記 (2) BNR01NFの設置例

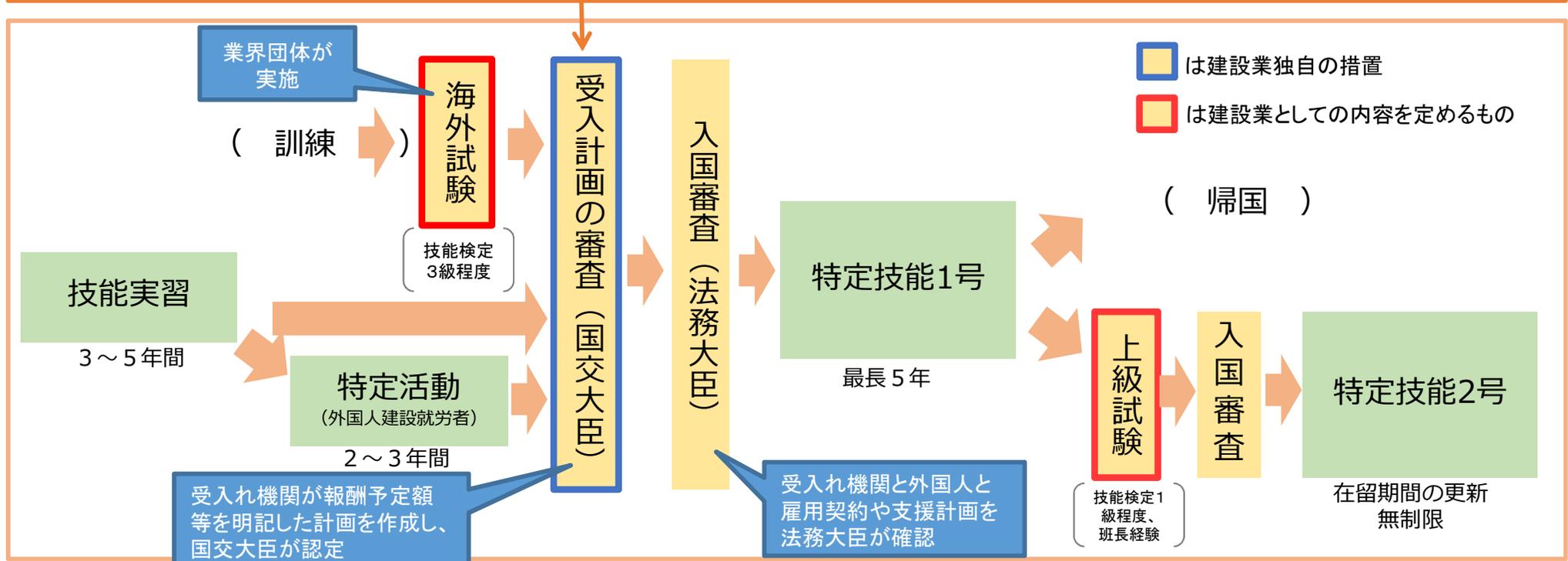
PCにUSB接続の
カードリーダーを用いた認証

iPhoneとBluetooth接続の
カードリーダーを用いた認証

建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

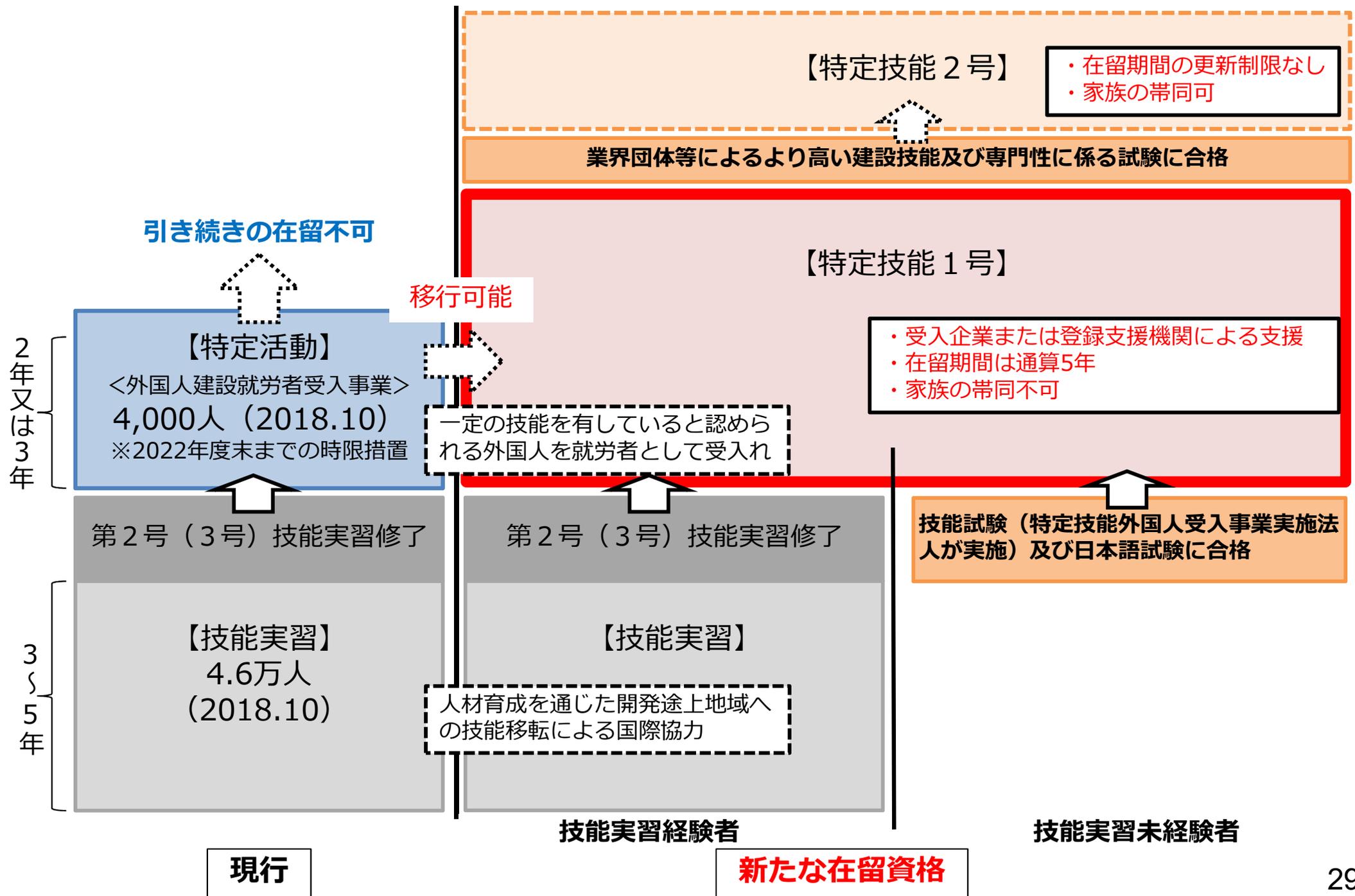
○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める（具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定）
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請団体、専門工事業団体により構成される、特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための取組を実施する特定技能外国人受入事業実施法人への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ・ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等



(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

新制度創設による外国人材キャリアパス(イメージ)



建設業法の概要と 適正な施工体制・配置技術者

建設業法の目的 (第1条)

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 第一の目的 建設工事の**適正な施工を確保し、発注者を保護**すること
- 第二の目的 **建設業の健全な発達**を促進すること

建設業法における用語の定義 (第2条)

- ① 「建設工事」 = 土木建築に関する工事で、建設業法別表第一上欄に掲げる29種類の工事
- ② 「建設業」 = 建設工事の完成を請け負う営業
(元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わない)
- ③ 「建設業者」 = 建設業の許可を受けて建設業を営む者
「建設業を営む者」 = 建設業の許可の有無を問わず、建設業を営む全ての者

通称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次業者	⇔	二次業者	⇔	三次業者
建設業法	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人				
					元請負人	⇔	下請負人		
							元請負人	⇔	下請負人
	⇔ : 下請契約								

建設業の許可制度（第3条）

○建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力、信用がある者に限り、その営業を認める制度が必要



○建設業法においては、「軽微な建設工事（※）」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない

※「軽微な建設工事」とは、請負契約の税込額が500万円に満たない建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）をいう
また、注文者が材料を提供する場合は、請負代金の額に支給材料の市場価格（運送費を含む。）を加えた額が請負代金の額となる（令第1条の2第3項）

建設工事の請負契約とは

「建設工事の請負契約」 = 報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約
(契約の形態や名称を問わない)

☞ 建設工事にあたらぬもの

- ①草刈り、除雪、路面清掃などの作業
- ②建設機械や仮設材などの賃貸借
- ③保守点検のみの委託契約
- ④工作物の設計業務
- ⑤地質調査、測量調査などの業務
- ⑥警備業務（交通誘導員）
- ⑦資材等の売買 など

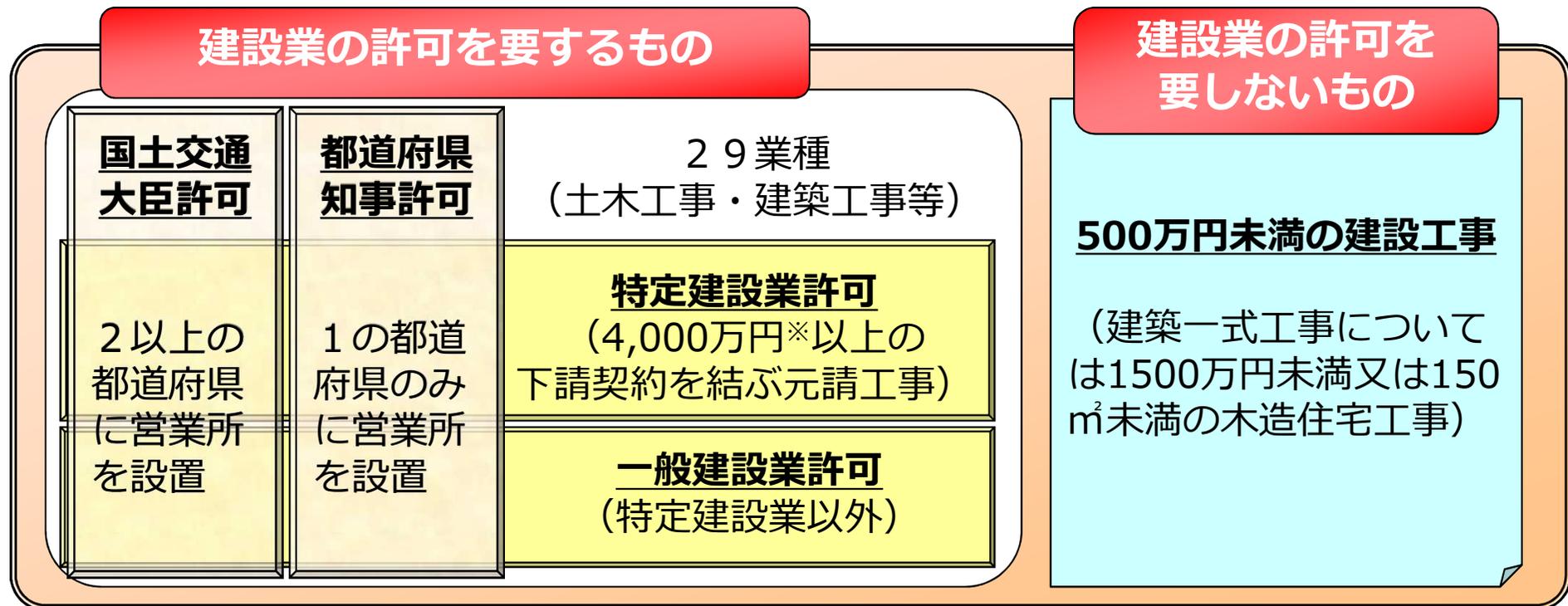
■ 大臣許可と知事許可 【建設業法第3条第1項】

大臣許可・・・2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする建設業者
知事許可・・・1の都道府県の区域内のみ営業所を設けて営業をしようとする建設業者

■ 一般建設業と特定建設業 【建設業法第3条第1項】

一般建設業の許可業者・・・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために、
総額4,000万円(建築一式工事：6,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。

特定建設業の許可業者・・・上記の制限はありません。



※建築一式工事業の場合は6,000万円

建設業の許可は、建設業法別表第一の上欄に掲げる「土木一式工事」「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」など、29の建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に分けて与えるものとされている。

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗装工事	舗装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

※「土木工事業」・「建築工事業」は、主として総合的な企画、指導、調整のもとに工事を施工する業種であり、他の専門工事業に係る工事を請け負う場合は、原則としてそれぞれの工事の種類に応じた許可が必要です。

営業所の専任技術者



営業所の専任技術者（法第7条第2項又は法第15条第2項）

- 営業所ごとに専任（当該営業所に常勤して専らその職務に従事する）
- 許可の要件（業種毎に専任技術者が必要／複数業種の兼務は可能）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために設置

主任技術者



主任技術者（法第26条第1項）

- 工事現場ごとに配置
- 建設業者は、許可業種の全ての建設工事に配置する義務がある
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

監理技術者



監理技術者（法第26条第2項）

- 工事現場ごとに配置
- 元請業者の下請負契約の総額が4000万円（建築一式工事は6000万円）以上の場合、主任技術者に代えて配置
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合
- ②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））

監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。
 (監理技術者制度運用マニュアル ニー三)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

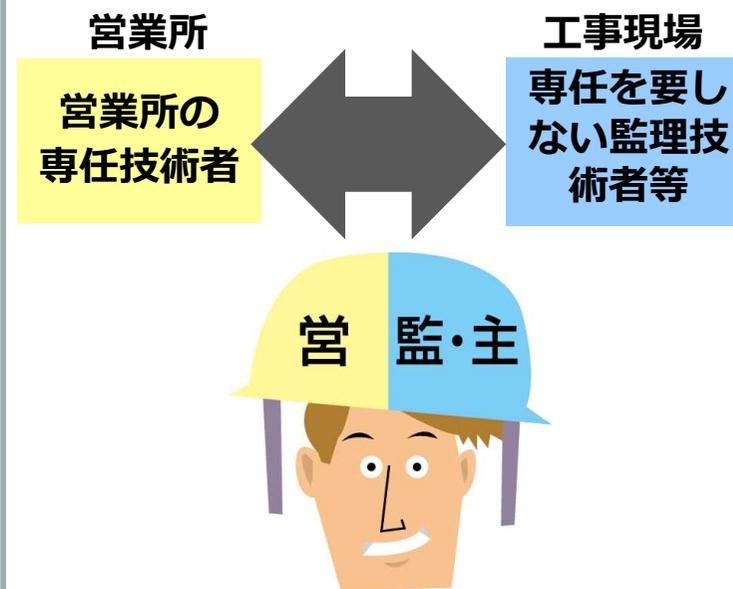
公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。（建設業法第26条第3項）

- 元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- 「公共性のある重要な建設工事」とは、戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。
- 「工事現場ごとに専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

■営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④専任を要しない監理技術者等であること



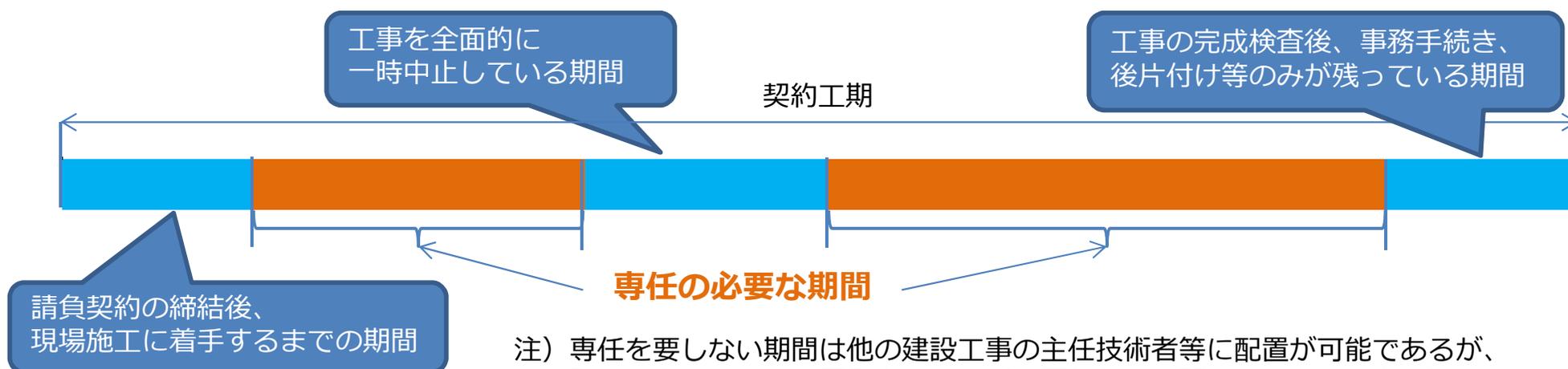
監理技術者等を工事現場ごとに専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、**工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。**
ただし、いずれの場合も、**発注者と建設業者の間で専任を要しない期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要**です。

(監理技術者制度運用マニュアル 三 (2))

■専任を要しない期間

[元請の場合]

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ②工事用地等の確保未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③工事完成後、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間

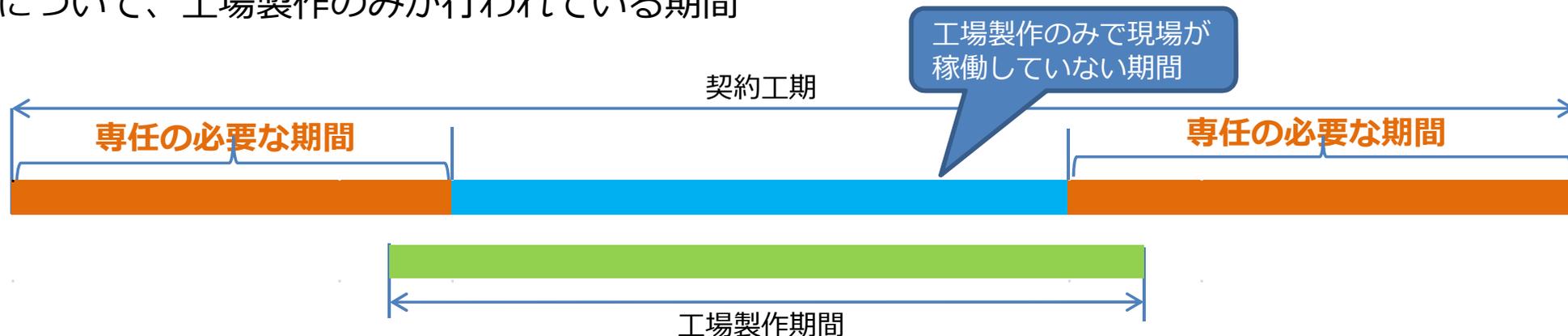


注) 専任を要しない期間は他の建設工事の主任技術者等に配置が可能であるが、兼務可能となるのは、原則として**専任を要しない工事のみ**であることに注意。

■専任を要しない期間（つづき）

[元請の場合]

- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間



注) 工場製作の過程においても、建設工事を適正に施工するため、**監理技術者等がこれを管理する必要があります。**

[下請の場合]

- ⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

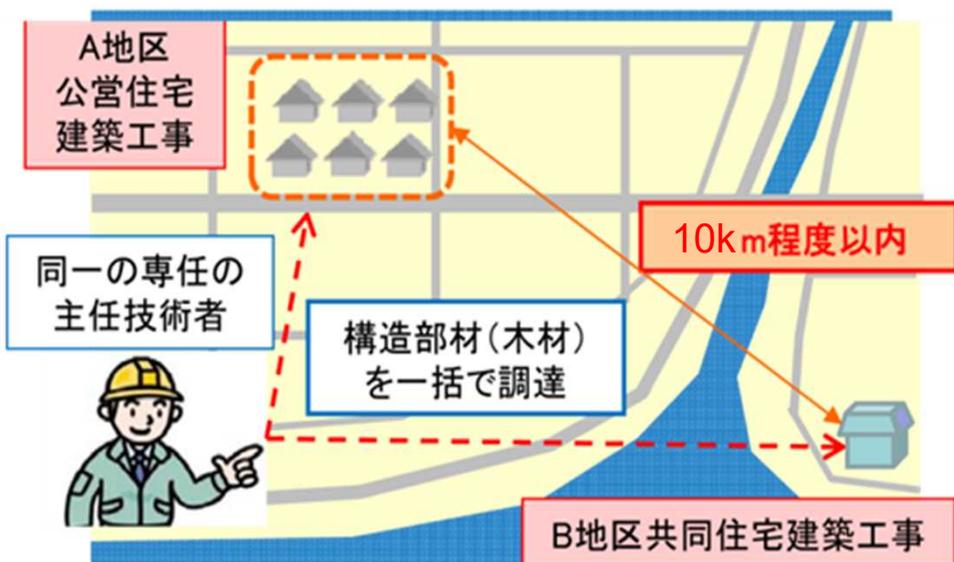


注) 自ら施工する工事が無い場合でも、**下位の下請業者が施工している期間は、主任技術者は現場に専任する必要があります。**

公共性のある重要な建設工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の**主任技術者**がこれらの建設工事を管理することができます。（令第27条第2項）

（※注意！この規定は、監理技術者には適用されません。）

[例]



密接な関係のある工事とは

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の例

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

近接した場所とは

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

- 兼任できる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする
- 安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

専任の監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者※の中から選任しなければなりません。（建設業法第26条第4項）

（※選任された監理技術者は、選任期間中のいずれの日においても、その日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。）

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（建設業法第26条第5項）

従前の監理技術者資格者証（左）と監理技術者講習修了証（右）

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し砂板ガ塗防内機絶通園井良水消整 有・無

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍氏名 (生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
	修了年月日 年 月 日 登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

H28.6.1以後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し砂板ガ塗防内機絶通園井良水消整 有・無

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日: 年 月 日
	氏名: 生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

平成28年6月より統合

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)工事業			その他(左記以外の22業種) (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)工事業		
許可の種類		特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請金額の合計		4,000万円 ^{※1} 以上	4,000万円 ^{※1} 未満	4,000万円 ^{※1} 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500万円 ^{※2} 以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合は、6,000万円

※2：建築一式工事の場合は、7,000万円

全て税込み金額である

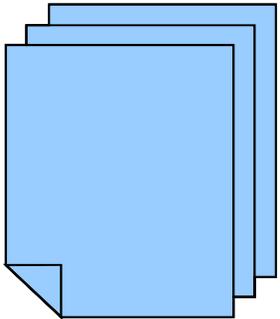
施工体制台帳及び施工体系図の作成①

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事:6,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。（建設業法第24条の7）

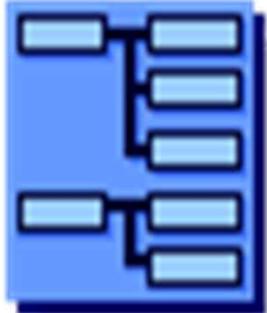
施工体制台帳は、工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、配置技術者の氏名等を記載した台帳のことをいいます。

施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事

元請である特定建設業者が、総額で4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上、下請契約を締結するとき作成



施工体制台帳



施工体系図

◎ 義務あり ◎



× 義務なし ×



※ 建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

※平成27年4月1日以降に契約する公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成しなければなりません。

何のために施工体制台帳は
必要なのでしょうか？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に
現場の施工体制を把握させることで、

①品質・工程・安全管理などの
施工上のトラブルの発生

②不良・不適格業者の参入、
建設業法違反（一括下請負等）

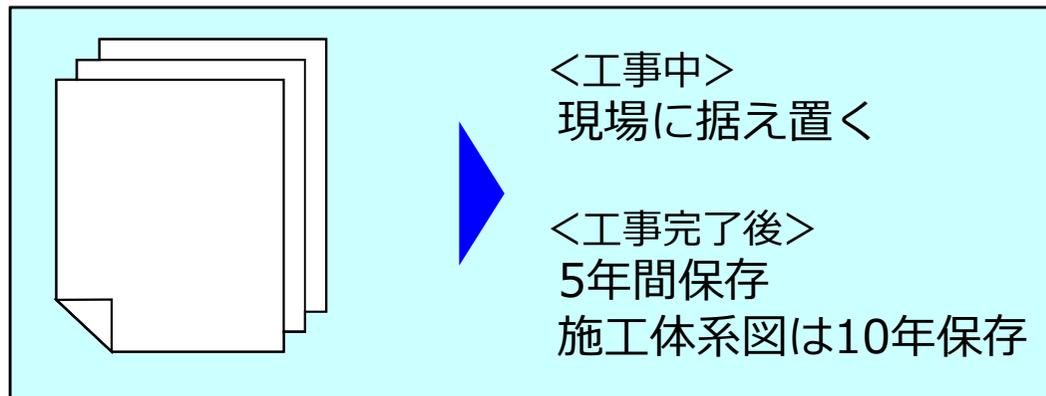
③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようとするものです。

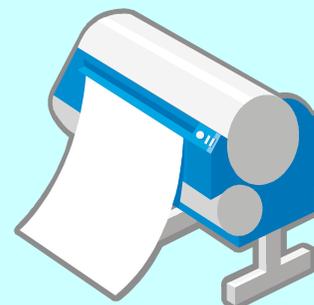
施工体制台帳の作成が必要な工事については、**公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。**また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

さらに、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。
(入札契約適正化法第15条第2項)

施工体制台帳の提出・閲覧・保存



公共工事



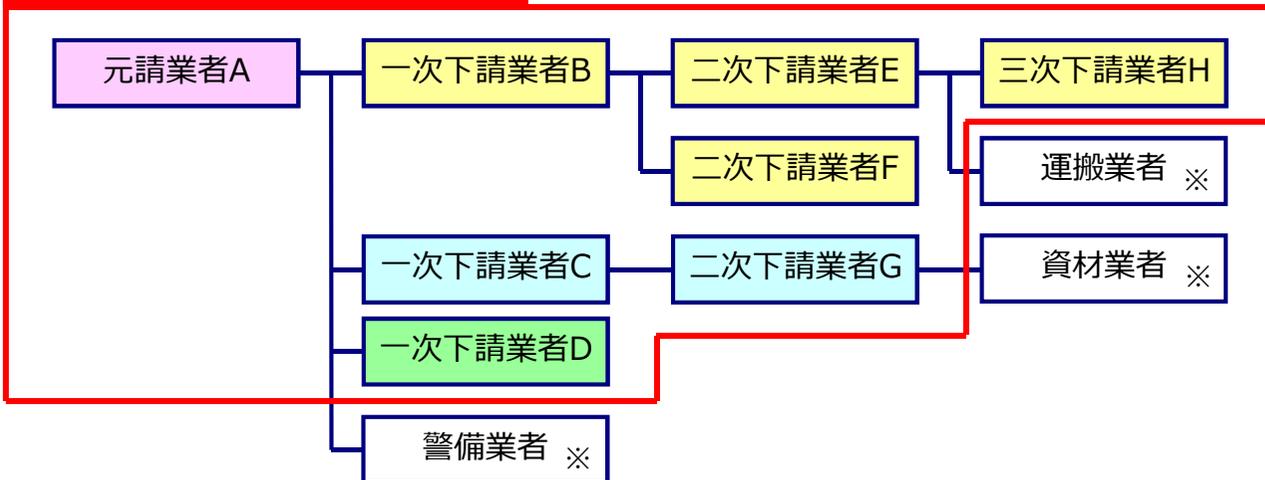
写しの提出

民間工事



発注者の閲覧

施工体制台帳の作成範囲

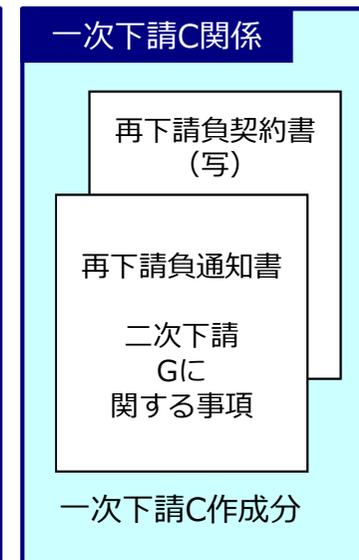
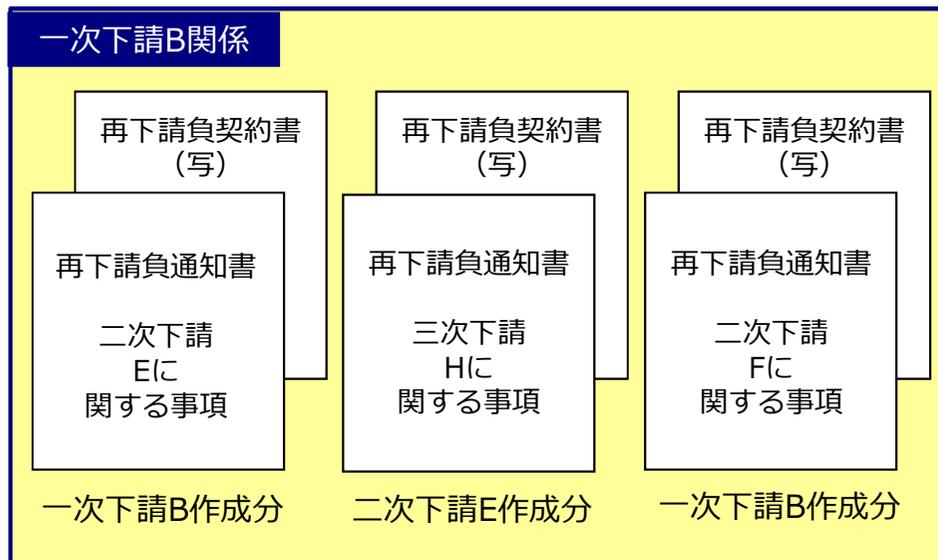
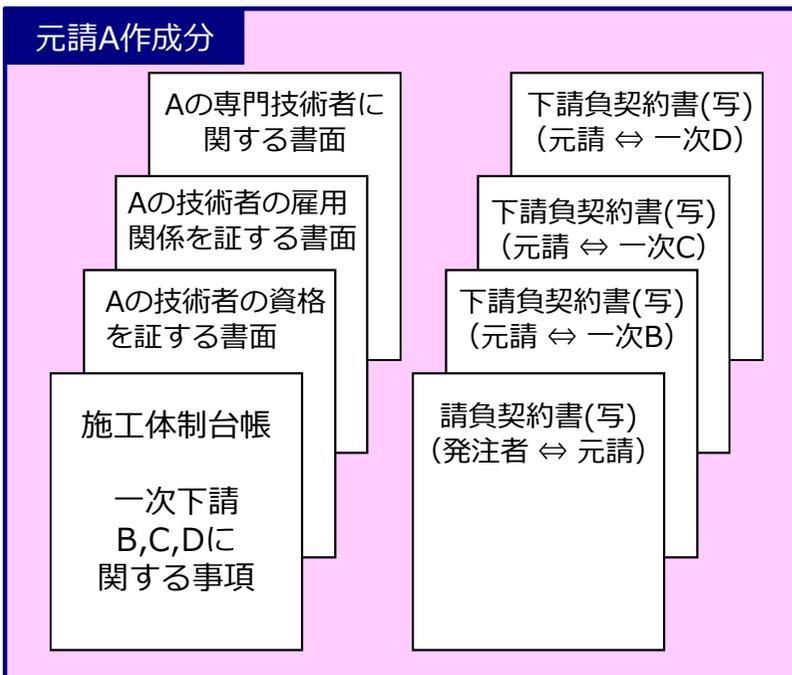


・施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における**全ての下請負人（建設業許可を持たない者を含む）**を指します。

・建設工事の請負契約に該当しない警備業務や資材納入、運搬業務などにかかる下請負人については、建設業法上は記載の必要はありませんが、発注者が仕様書等で記載を求めている場合は、記載が必要です。（※）

施工体制台帳の構成

上図の施工体制を例にとると、元請業者A及び各下請業者B,C,Eが作成する以下の書類を一括りとして、施工体制台帳が構成される。



※一次下請Dは再下請契約を締結していないため再下請通知書は作成しない。

必要な法定書類	具体的内容	注意事項
<p>契約書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者と元請負人 ○元請負人と下請負人※ ○下請負人と再下請負人※ <p>※注文書・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し</p>		<p>公共工事の場合は、下請請負金額の記載が必要</p> <p>民間工事の一次以下の下請契約には請負金額の記載不要（黒塗り） （元請⇄一次間の下請契約書には金額の記載が必要）</p>
<p>技術者の資格を証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監理技術者 等 ○専門技術者 	<p>国家資格等の合格証明の写し 監理技術者資格者証の写し 実務経験証明書（原本） など</p>	<p>専任の監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る。また、過去5年以内に監理技術者講習を受講した者に限る。</p>
<p>○監理技術者等及び専門技術者の雇用関係を証する書面</p>	<p>健康保険証の写し 監理技術者資格者証の写し 住民税特別徴収税額決定通知書の写し など</p>	<p>公共工事においては、元請の専任の監理技術者は入札の申込前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要である。</p>

※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類

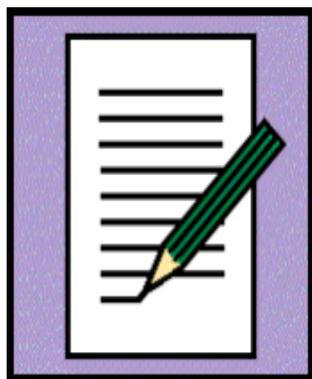
- 下請負人の建設業許可通知書の写し（建設業許可の有効期限確認のため）
- 下請負人の主任技術者の資格を証する書面（国家資格又は実務経験等、雇用関係）
- 監理技術者講習修了証の写し（工期の全てにおいて、講習受講日が過去5年以内のもの）

 適切な施工を確保するために元請業者が確認し、施工体制台帳に添付しておくことが望ましい。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務 (建設業法施行規則第14条の3)

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう

掲
示



行う者：元請業者

- 現場内の見やすい場所に再下請通知書の提出案内を掲示

書
面
通
知



行う者：全ての業者

- 下請に工事を発注する際、以下を書面で通知
 - 元請業者の名称
 - 再下請負通知が必要な旨
 - 再下請通知書提出場所

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設（株）

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ
今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

- ① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株)
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

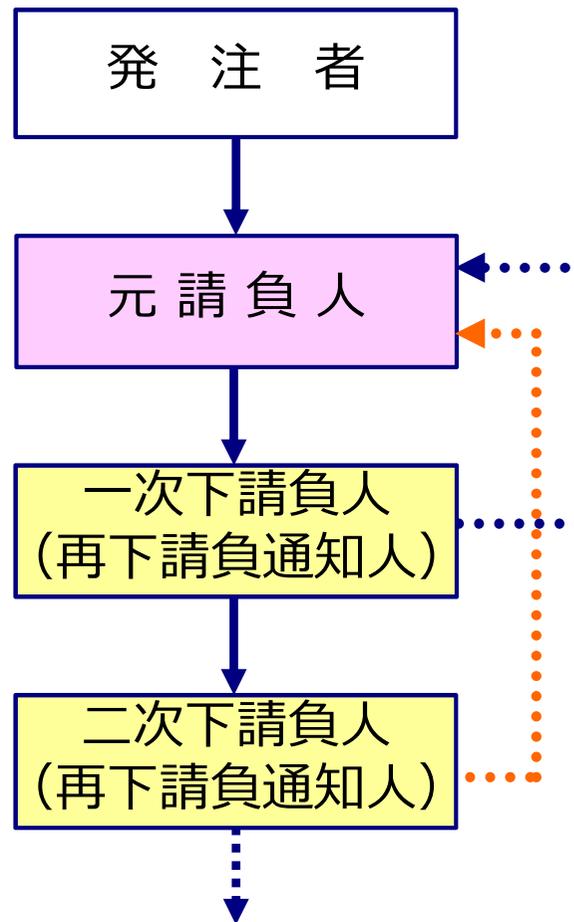
施工体制台帳の作成が義務付けられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。

(建設業法第24条の7第2項)

再下請負通知書の内容

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項 (注)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 (注)
- ⑤ 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況
- ⑥ 外国人建設就労者等の従事の状況

(注) 添付書類（請負契約書の写し）に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。

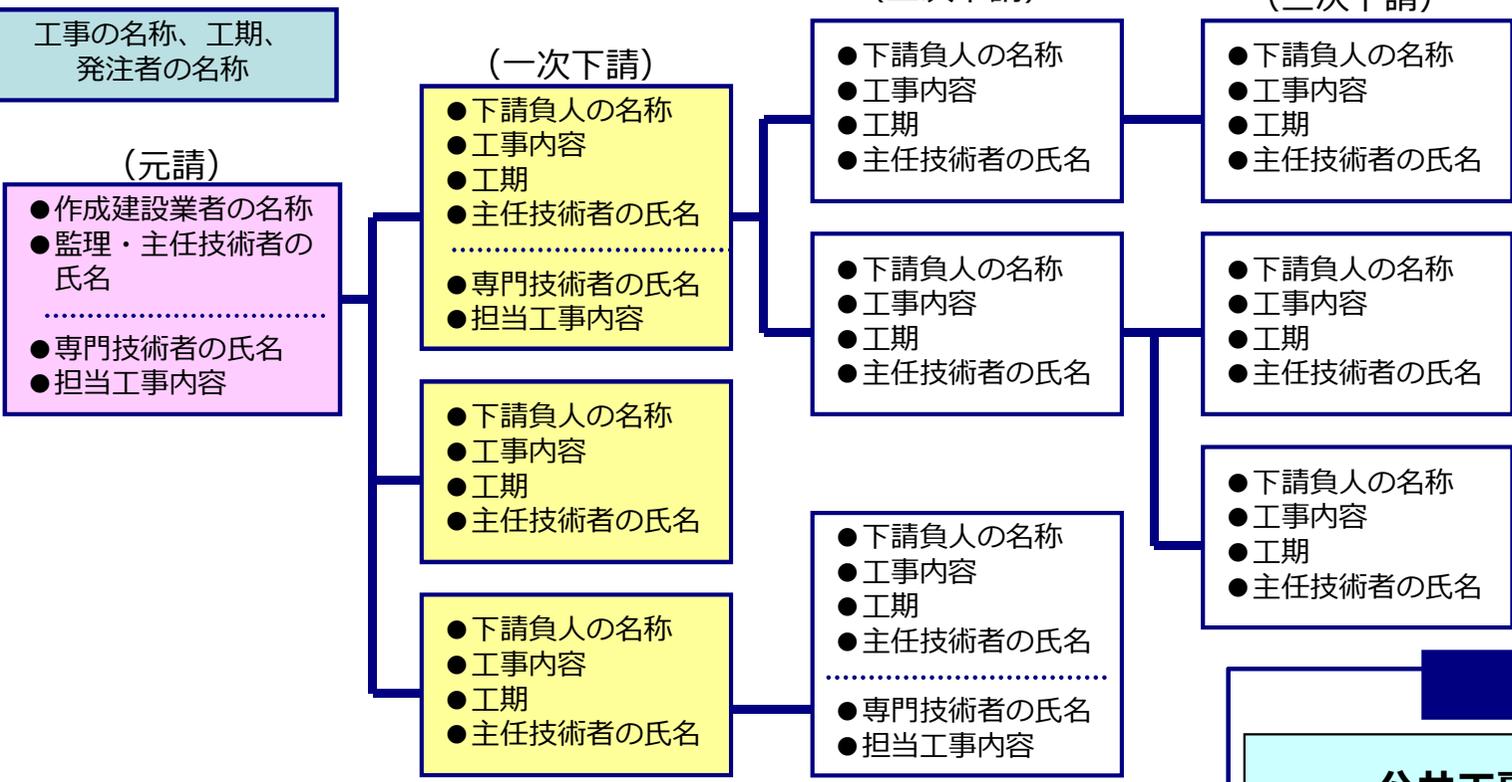


再下請負通知書

二次下請負人がさらにその工事を再下請負した場合は再下請通知書を元請負人に提出します（一次下請負人経由可）。

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ

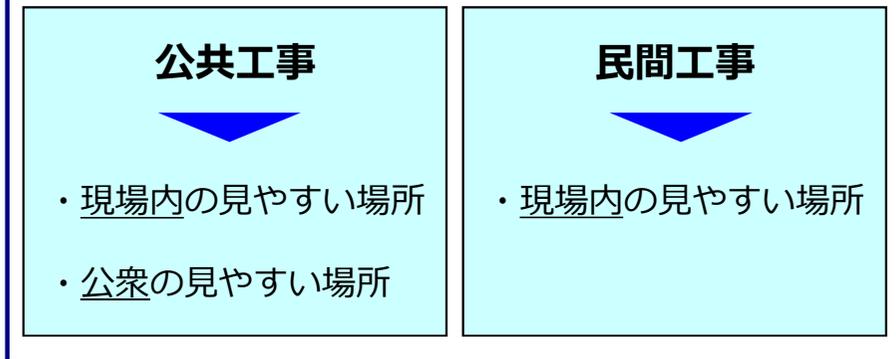


注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示



施工体系図は工事の期間中、**公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所**に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。（建設業法24条の7）

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に**変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更**をしなければなりません。

土木一式工事 及び 建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

附帯工事（※）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を置かなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

- 資格要件は、主任技術者と同じ（国家資格又は実務経験等、雇用関係等）です。
- 資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。
- 専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。
- 建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

（※）附帯工事について（建設業法第4条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、**許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます**。これを「附帯工事」といいます。

- ①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 など）
- ②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事 など）

現場代理人とは、現場において「**請負人の任務の代行をする者**」

現場代理人は、**標準請負契約約款** (※1) で定められた者であり、**建設業法には要件等の規定はない** (※2)

(※1 「公共工事標準請負契約約款」、「建設工事標準下請契約約款」等)

(※2 ただし、現場代理人を選任した場合の通知義務あり [法第19条の2])

現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは**兼務可能**

現場代理人は、

原則として**工事現場への常駐が求められる**

※標準請負契約約款の改正により、平成22年度以降、現場代理人としての業務に支障がなく、常時連絡が取れる体制にあると発注者が認めた場合は、例外的に常駐を免除することができる



建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その**店舗及び建設工事現場ごと**に、一定の標識を掲げることを義務付けています。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
35cm以上	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号
			国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
			国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
			国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
			国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
この店舗で営業している建設業			
40cm以上			

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
25cm以上	主任技術者の氏名	専任の有無	
		資格名	資格者証交付番号
		一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 許可 () 第 号 知事	
許可年月日			
35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。